

第4章

都市整備の方針

1 道路・交通整備の方針

(1) 基本的な考え方

- 本町の都市活動を円滑にするため、広域幹線道路である（都）東埼玉道路及び（都）浦和野田線の整備を一層促進するとともに、広域幹線道路とも連携した幹線道路網の形成を図ることにより、円滑な交通流動と利便性の向上を図ります。
- 道路の整備にあたっては、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、すべての人々が安全で快適に歩ける歩行空間の形成を図ります。

(2) 整備方針

① 道路の整備

1) 広域幹線道路の整備促進

広域幹線道路である（都）東埼玉道路及び（都）浦和野田線の早期整備を国・県に積極的に要望し、整備促進を図ります。

2) 幹線道路の整備促進

県道の交差点改良や歩道整備を促進し、町内の交通利便性の向上を図ります。

3) 補助幹線道路の整備

幹線道路の計画・整備との連携を図りながら、補助幹線道路の整備を進めます。市街地整備に合わせ関連する路線の整備を進めます。

4) 生活道路の改善・整備

狭あいな生活道路については、敷地のセットバックなど地区住民の協力のもとに改善、整備を進めます。

5) 歩行者・自転車道の整備

幹線道路、補助幹線道路の整備にあたっては、ゆとりある歩道の確保に努め、安全な環境を整備します。

また、河川敷や河川管理用道路などを活用した遊歩道やサイクリングロードの整備を促進します。

6) 計画的な維持修繕と長寿命化の推進

道路については、現状を把握した上で計画的、継続的な維持修繕を行います。

また、橋りょうについても、計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図ります。

② 公共交通機関の整備

1) 道の駅の設置とバス路線の充実

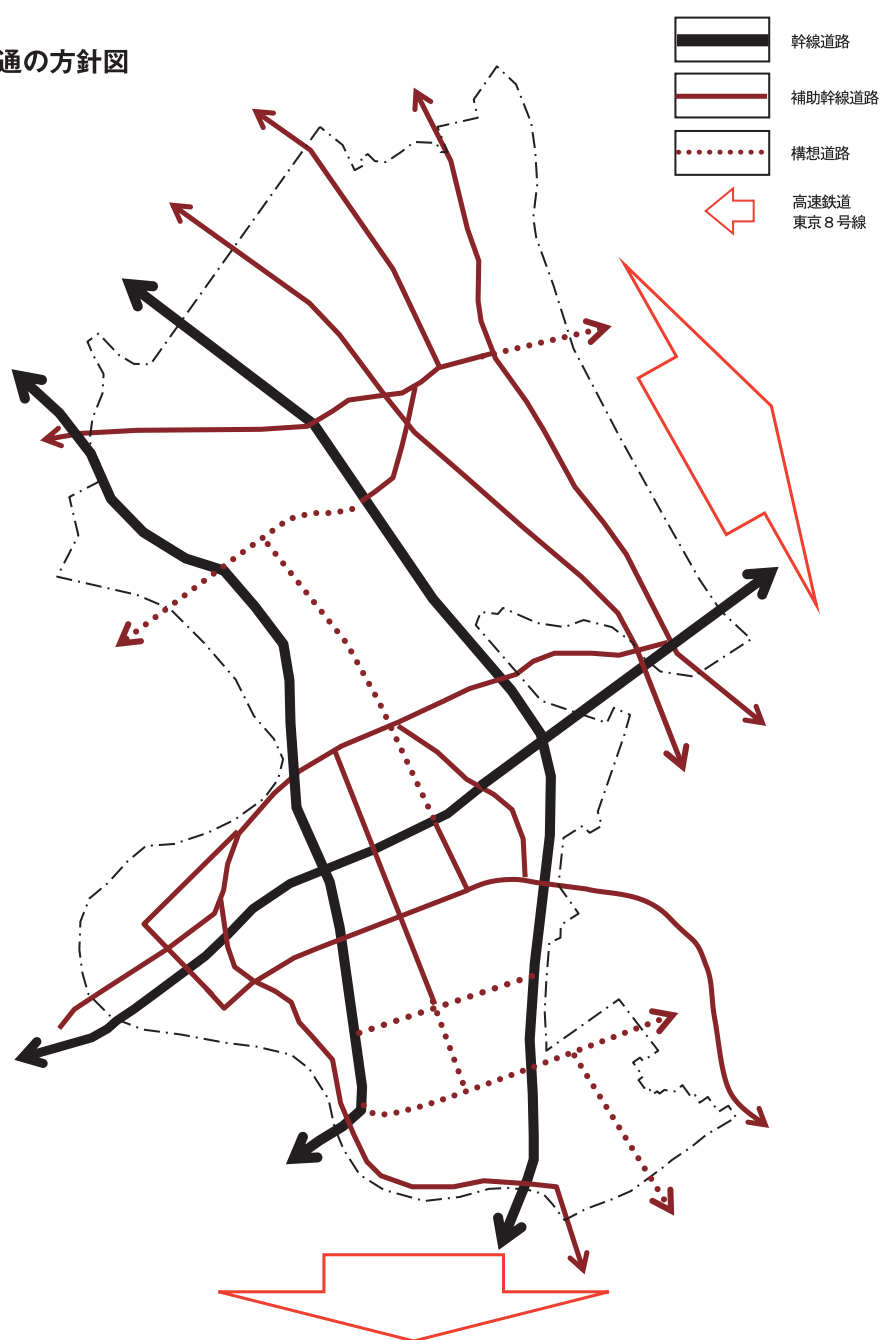
(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺に地域活性化の拠点となるバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。

また、バス路線の充実を促進するとともに、低床バスの導入促進や停留所の整備などの環境づくりを推進します。

2) 軌道交通の導入促進

高速鉄道東京8号線の本町への誘致について、引き続き関係機関へ要請していきます。

道路・交通の方針図



② 公園・緑地整備、維持管理の方針

(1) 基本的な考え方

- 公園・緑地は、快適でうるおいのある都市生活を支える上で、都市環境の形成、町民のレクリエーション活動の促進、都市の防災性の確保など重要な役割を果たしています。
- 公園については、幼児から高齢者、障がい者をはじめ、すべての人々が気軽に利用しやすく、人や自然とふれあうことのできる場として、また、災害時にも対応できるような整備を図ります。
- 既存の公園については、維持管理に重点を置き、公園の担う役割に応じて施設や設備の長寿命化を図ります。
- 公園や道路、河川・水路などの公共空間については、適切な緑化を進めるとともに、民有地の適切な緑化を促進し、町全体として連続性のある水と緑のネットワークの形成を図ります。

(2) 整備・維持管理方針

① 身近な公園・広場の整備・維持管理

地域住民の日常生活の中で身近に利用できる公園やポケットパーク等の確保に努めます。

また、農地・集落地においては、屋敷林や農地の緑地の保全とともに、既存の公園・広場の適切な維持管理を行います。

これらの身近な公園・広場の整備・維持管理にあたっては、その相互を緑道、コミュニティ道路、歩道のある道路、散策路などで結び、利用しやすい環境とするよう努めるとともに、公園の果たすべき役割に応じて、施設や設備の長寿命化を図ります。

② 都市公園等の整備・維持管理

県営まつぶし緑の丘公園については、全面供用後における更なる利用促進を図るとともに、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を地域住民との協働により図ります。

また、産業団地整備等の計画開発に伴い整備される公園等については、地域イベントでの活用や近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

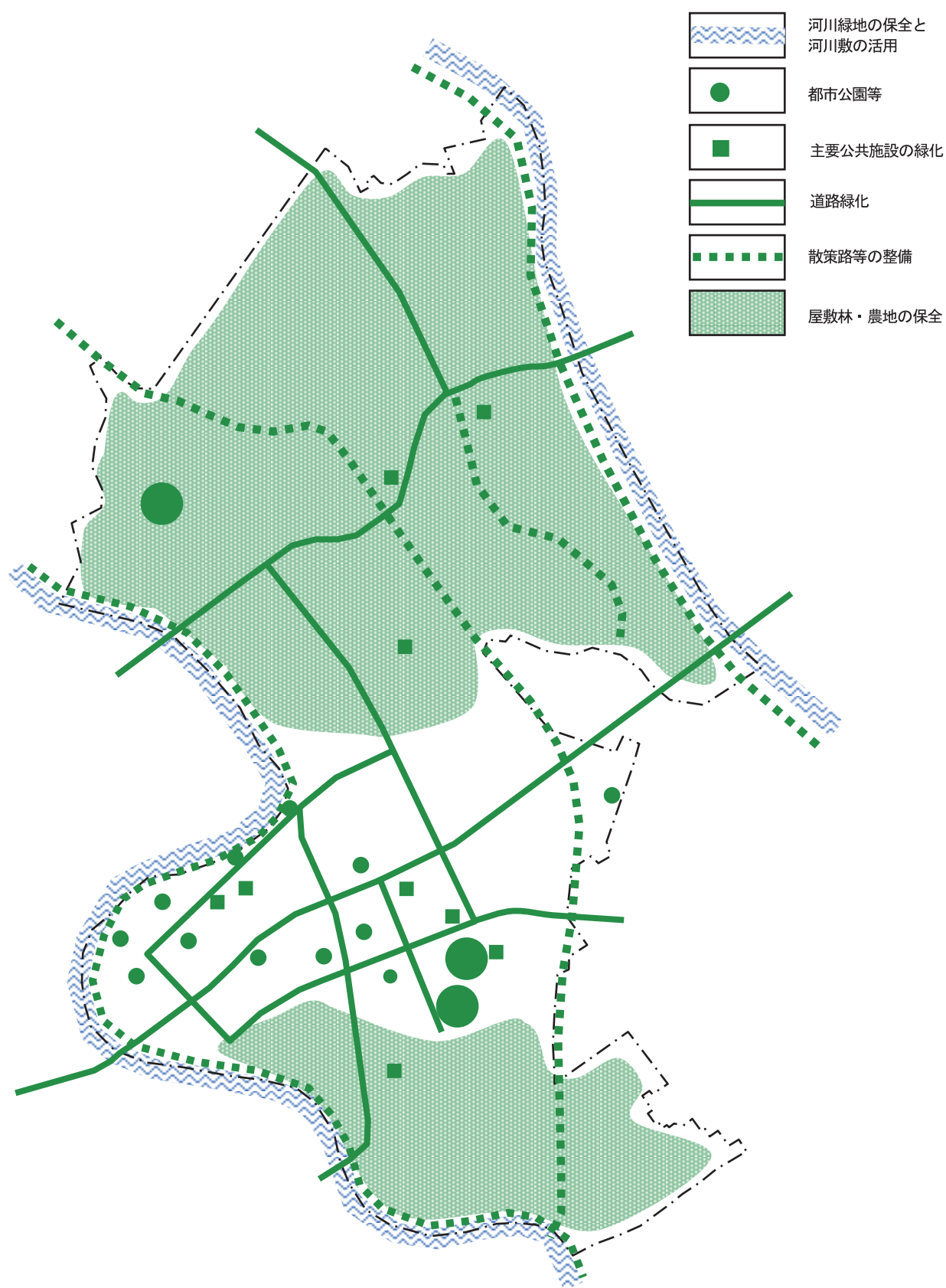
③ 水と緑の軸の形成

河川敷や堤防の草地、並木などの緑の保全に努めるとともに、散策路やサイクリングロードの整備を進めます。

④ 都市緑化の推進

維持管理に配慮したうえで、幹線道路の植栽や公共施設、住宅、工場など敷地内の緑の保全・充実に努め、緑豊かな都市空間の形成を図ります。

公園・緑地整備・維持管理の方針図



③ 河川・下水道整備、維持管理の方針

(1) 基本的な考え方

- 水質浄化と衛生的な生活を支える下水道については、新市街地において整備を推進するとともに、既存の公共下水道や農業集落排水の適切な維持管理を行い、快適な生活環境を維持します。
- 社会経済状況に合わせて生活排水基本計画を見直します。

(2) 整備・維持管理方針

① 公共下水道の整備・維持管理

新市街地において、公共下水道の整備を進めるとともに、既存の公共下水道の適切な維持管理と接続の促進を行います。

公共下水道の関連施設については、施設の耐震化を図ります。

雨水排水については、必要な整備を行います。

② 農業集落排水の維持管理と利用の促進

利用を開始している農業集落排水については、適切な維持管理を行うとともに、接続の促進を行います。

③ 合併処理浄化槽の利用・維持管理の促進

既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、維持管理の適正化を進めます。

④ 新排水処理基本計画の策定

本町の将来的な社会経済状況、地域特性、事業の費用対効果を踏まえた中で、生活排水処理基本計画を見直します。

⑤ 水辺環境の整備

河川整備にあたっては、多自然型川づくりや親水護岸の整備を促進し、美しく親しみやすい水辺環境の整備に努めます。

④ その他の都市施設整備、維持管理の方針

その他の都市施設については、^(※)松伏町公共施設等総合管理計画（平成28年3月）に基づき整備・維持管理を行います。

(※) 町民に対する公共施設等のサービス水準の維持向上と、財政の健全性の両立を図るため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理と更新、新規整備等に関わる基本的な方向性を明らかにすることを目的とする計画。

⑤ 都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 水と緑の軸を形成する河川をはじめとする町内の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、環境への負荷を抑え、省資源・省エネルギーのまちづくりに努めます。
- 市街地における緑化を推進するとともに、水質浄化と衛生的な生活を支える下水道等の整備・維持管理を推進することで、身近な水環境である水路や河川の水質を改善し、快適な生活環境の形成に努めます。

(2) 都市環境形成の方針

① 自然環境の保全と創出

河川や調整池などの水辺や農地や樹林地などの緑地の保全に努めるとともに、都市施設整備や住環境の改善整備などにおいても緑化や水辺の創出に努めます。

② 水循環の確保

道路などにおける透水性舗装、公共施設や民間宅地における雨水の貯留・浸透施設の整備促進などにより、水循環の確保に努めます。

③ 省資源・省エネルギー型の都市施設の整備

太陽エネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの利用、落ち葉の堆肥化、植栽の灌水やトイレにおける雨水の利用、建築等における再生素材の利用促進などにより、都市施設整備に省資源・省エネルギー型のシステムを取り入れていくことを検討します。

自家用車の利用を抑制するため、歩行者・自転車空間の拡大に努めるとともに、バス交通の利便性の向上に向け、(都) 東埼玉道路沿線周辺地域にバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。

④ 自然環境と調和した市街地整備の推進

新市街地の整備に際しては、緑豊かな環境の確保や周囲の自然環境への負担を抑えるよう努めます。

⑤ 市街地の緑化

市街地の良好な住環境を形成するため、維持管理に配慮したうえで公共施設や住宅地などの緑化を推進するとともに、緑の保全に努めます。

⑥ 水質の浄化

既存の市街化区域における公共下水道の維持管理と、新市街地における公共下水道の整備を推進するとともに、市街化調整区域においては、農業集落排水の利用促進や合併処理浄化槽の設置を進め、河川・水路などの水質の浄化を図り、水環境の良好な都市環境の形成・維持に努めます。

6

都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 水と緑のネットワークの形成に合わせ、本町の風土を象徴している江戸川や大落古利根川、中川の河川景観の保全・整備を中心に、水と緑に彩られた景観の形成・維持に努めます。
- 文化財などの地域資源を活用した個性ある景観の形成・維持に努めます。

(2) 整備方針

① 水と緑に彩られた景観の形成

水と緑のネットワークの形成に合わせ、水辺に触れあえる河川整備や河川景観の保全を進めるとともに、道路、公園等の公共施設や住宅地などの沿道緑化を促進し、緑豊かな街並みの形成・維持を図ります。

新たな施設整備にあたっては、緑化や水辺の創出に努めるとともに、建物のデザインや案内板についても周囲の景観と調和したものとなるよう努めます。

② 田園風景を保全する景観の形成

集落地域においては、周囲の農地や屋敷林などの保全に努め、美しい田園風景の形成・維持を図ります。

③ 眺望的景観の保全・創出

大落古利根川の桜並木や河川敷に自生しているからし菜など、眺望的景観の保全を図るとともに、公共事業においては、景観に配慮したまちづくりを推進します。

④ 地域資源を活かした個性ある景観の形成

神社・仏閣等の歴史的資源などの地域資源を景観形成の素材として積極的に活用し、個性ある景観の形成・維持に努めます。

⑤ 案内板等の導入

町内の主要施設や地域の情報を提供する案内板等の整備・維持管理を進めます。



県営まつぶし緑の丘公園

7

都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

- 快適な暮らしの基盤となる安全性を確保するため、風水害や地震、土砂災害などによる被害をできる限り抑え、被害が発生しても避難や救助・救援、復旧活動が適切かつ円滑に行えるまちづくりに努めます。

(2) 都市防災の方針

① 治水対策の推進

大規模な水害の発生を防ぐため、国や県による河川改修を促進します。

河川への雨水流出量の抑制のため、遊水機能を有する農地の保全や公共施設における透水性舗装の活用、雨水貯留・浸透施設の整備を進め、浸水被害の抑制に努めます。

松伏町地域防災計画の水害等予防対策に基づき、洪水ハザードマップなどにより、浸水想定区域の周知を図るとともに、雨水対策として、公共下水道雨水幹線の整備や維持管理に努め、排水ポンプの設置などにより内水対策に努めます。

② 都市基盤の整備

災害時の緊急輸送路となりうる（都）浦和野田線及び（都）東埼玉道路の整備を促進します。

市街地において延焼遮断帯となる幹線道路の整備と一時避難場所として、公園などのオープンスペースの確保に努めます。

③ 災害に強い都市構造の形成

幹線道路の沿道や住宅が密集している地区については、防火・準防火地域を指定するなど、建物の不燃化の誘導を図り、また、建物の耐震化やブロック塀の撤去、改修、生垣への変更を促進することにより、災害に強いまちづくりを推進します。

④ 防災拠点の整備

災害時における防災拠点を適切に配置し、拠点機能の強化を図ります。

⑤ 自主防災組織の育成

地域に密着した防災体制を構築するため、自主防災組織の拡大と育成に努めます。